



令和8年4月1日から

対象は
16歳
以上

自転車の交通違反が

交通反則通告制度 (青切符)

の対象となります。

交通反則通告制度とは・・・

一定の違反行為をした運転者に「青切符」による反則(違反)告知を行い、定められた反則金の納付を通告するものです。反則金を納付した場合、運転者は刑事罰を科されることはありません。

自転車の交通違反

反則行為の告知 (青切符・納付書の交付)

反則金の納付

完結

反則金の不納付

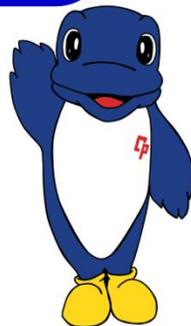
刑事手続き

酒酔い運転・
酒気帯び運転・
妨害運転等の
重大な違反や
交通事故を起
こした場合

千葉県警察HPでは、自転車の交通ルールなど様々な情報を掲載しています。

千葉県警察 自転車の交通ルール

検索



命のお守りヘルメット～かぶる習慣私から～

交通事故の被害を軽減するために、自転車を運転するときはヘルメットを着用しましょう。

船橋・船橋東
警察署
船橋市

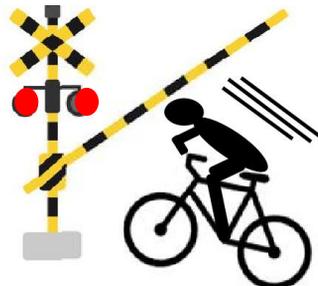
青切符の対象となる違反は113種類（一例）

携帯電話使用等（保持）



12,000円

遮断踏切立入り



7,000円

信号無視



6,000円

通行区分違反



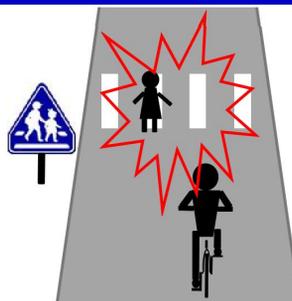
6,000円

**悪質・危険な行為は
取締りの対象となります。**

〈例〉

- ・スピードを出して歩行者を驚かせ立ち止ませた場合
- ・警察官の警告に従わず歩道通行を継続した場合

横断歩行者等妨害等



6,000円

指定場所一時不停止等



5,000円

無灯火



5,000円

ながら運転



傘差し

5,000円

二人乗り



3,000円

並進



3,000円

※必要な音が聞こえないなどの場合